

候ハ、可通之、但他所ニ而出産證據等不分明ニ候ハ、奉行中へ伺可申事、

一登女手形帳ニ仕、二月八月御留守居衆江可返事、

以上

〔柳營秘鑑^四〕諸關所御條目

一此關所を通る事、番所之前にて笠頭巾ぬぐべき事、

一乗物ニて通る面々ハ、乗物之戸を開くべし、但女乗物者、番之輩差圖ニて見せ可通事、

一公家門跡方諸大名參向之節ハ、前廉を其沙汰可有之候間不及改之、自然不審之儀あらば、可爲格別事、

右可相守此旨者也、仍執達如件、

貞享三年四月日

奉行

〔初心階梯集〕道中筋往來心得之事

一御關所ハ、馬駕籠共下乗し笠を取、番人詰居候所に罷越、元へ之手形可差出、通り候様申聞候ハ、
バ可相通事、略○中

一御料私領口留番所ハ、多分乗打いたし候へども、加賀の國の口留番所ハ、領主之番所にて大造にいたし置、女にても下乗爲致候仕來之由、彼是相拒候、然れども女ハ強而申張候へバ、乗物之ま、通し候、右體之所え差懸り候ハ、病人ハ格別、無左ハ何となく歩行にて通るべし、男ハ勿論なり、彼是論じ候て益なし、耻辱にも外聞にもなるまじき事、

〔徳川禁令考^{三十五}關所并渡船場〕寛政三亥年五月

御目見以下之者、御關所通行之節、下乗可致旨達、

諸國御關所御目見以下之者、通行之節、下乗致罷通候様可仕旨、兵部少輔殿被仰渡候、此段御關所